

○九州工業大学寄附金等取扱規程

平成16年3月17日
九工大規程第37号

改正 平成18年5月10日九工大規程第29号
平成18年10月1日九工大規程第40号
平成20年4月1日九工大規程第11号
平成20年5月9日九工大規程第14号
平成22年2月10日九工大規程第4号
平成23年12月7日九工大規程第39号
平成25年3月6日九工大規程第6号
平成28年3月2日九工大規程第31号
平成28年12月28日九工大規程第58号

九州工業大学寄附金等取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州工業大学(以下「本学」という。)の寄附金及び助成金等(以下「寄附金等」という。)の取扱いについて、他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金等 次条に定める経費に充てることを目的として寄附金等の名目により無償譲渡(以下「寄附」という。)される現金及び有価証券をいう。
- (2) 寄附者 前号の寄附金等を出資する者をいう。
- (3) 職員等 役員及び職員をいう。
- (4) 外国の民間機関等 外国為替法令の解釈及び運用について(昭和55年11月29日付蔵国第4672号)6-1-5, 6(居住性の判定基準)の定めにより、非居住者となる機関等をいう。
- (5) 部局 国立大学法人九州工業大学基本規則(平成19年九工大規則第5号)第12条及び13条並びに第14条の2から第19条第1項に定めるものをいう。
- (6) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。
- (7) 他の研究機関 科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)第2条に規定する研究機関をいう。

(寄附金等の範囲)

第3条 寄附金等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 学術研究のための経費
- (2) 教育のための経費
- (3) その他本学の運営のための経費

(寄附金等の受入れの制限)

第4条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金等は、これを受入れることができない。

- (1) 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲渡することとされているもの。

- (2) 寄附金等により学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準じる権利を寄附者に無償で譲渡し、又は使用させることとされているもの。
 - (3) 寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされているもの。
 - (4) 寄附申込後、寄附者がその意志により寄附金等の全部又は一部を取り消すことができることとされているもの。
 - (5) 寄附金等を受入れることによって財政負担が伴うもの。
 - (6) その他学長が特に教育研究上、支障があると認めるもの。
- (安全保障輸出管理制度の遵守)

第4条の2 外国の民間機関等からの寄附金等を受け入れるときは、職員等は、当該寄附金等による研究成果を当該機関等へ報告しようとする場合、当該機関等へ技術指導しようとする場合その他当該機関等へ技術を提供しようとする場合は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出管理関連の政令、省令、通達等を遵守するものとする。

- 2 前項に定める寄附金等を受入れようとするときは、職員等は、学長に安全保障輸出管理に関する確認書を提出するものとする。

(寄附金等の申込み)

第5条 寄附者は、寄附金等申込書を学長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学からの依頼による寄附については、寄附者から、寄附金額・寄附日等必要な事項の回答を以って足りるものとする。

(届出義務)

第5条の2 寄附者は、当該寄附金等により本事業を行おうとする職員等が寄附者の企業等において兼業を行っている場合には、学長に届け出るものとする。

- 2 職員等は、自己又はその親族が寄附者の企業等（中小企業基本法に基づく中小企業に限る。）の株式を保有している場合において、当該寄附金等により本事業を行おうとするときは、学長に届け出るものとする。

(職員等が寄附金等を受入れたときの取扱い)

第6条 職員等が、第3条に掲げる経費に充てる寄附金等を受入れたときは、寄附金等申込書により、当該寄附金等をすみやかに本学に寄附するものとする。

(寄附金等の受入れの決定)

第7条 学長は、第5条第1項及び前条の寄附金等の申込みを受けたときは、学長が指名する副学長3名及び本事業を行おうとする職員等が所属する部局の長に受入れ審査を命じ、その議を経た上で受入れを決定するものとする。

- 2 学長は、第5条の2の届け出を受けたときは、前項の受入れの決定の前に利益相反委員会の議を経るものとする。

(寄附金等受入れの決定通知)

第8条 学長は、前条による寄附金等の受入れ決定を行ったとき、または、第5条第2項に掲げる寄附者からの回答を受け取ったときは、その旨を当該部局長、寄附者及び会計課長に通知（寄附者へのお礼状を含む。）するものとする。

(寄附金等の執行等)

第9条 寄附金等の執行及び寄附金等により取得した資産の取扱いについては、九州工業大学会計規則（平成16年九工大規則第18号）及びその他の定めに従うものとする。

(寄附金等の使途等)

第10条 寄附金等の使途の特定は、寄附者が行うものとする。ただし、寄附者が使途を特定していない場合は、第3条の各号から使途を特定し、これに充てるものとする。

(寄附金等の使途変更等)

第11条 職員等は、他の研究機関へ転出した後、引き続き研究を行うため寄附金等の移し替えをしようとする場合は、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請があった場合、その内容を審査し、かつ他の研究機関の長と協議のうち、移し替えの可否について当該職員等に通知するものとする。

3 職員等は、当該寄附目的を達成した寄附金に余剰金がある場合、学長による承認を得たうえで、当該寄附金を他の使途に使用することができる。

4 職員等は、退職等の事由により寄附金等の使用が困難な場合で、他の職員等に引き続き本事業を引き継ぐこととするときは、学長に申請し承認を得た後、実施するものとする。

(寄附金等の届出の義務)

第12条 寄附の申し出を受けた職員等は、これをすべて学長に届けなければならない。

(雑則)

第13条 この規程を実施するため必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 九州工業大学奨学寄附金及び委任経理金取扱規程（昭和61年九工大規程第8号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月28日から施行する。